様式第6号（第4条関係）

措置（解除・変更）決定通知書

第　　　　号

年　　月　　日

　　様

粕屋町長

身体障害者福祉法（第18条第1項・第18条第2項）の規定に基づく措置を下記の通り（解除・変更）します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算し3月以内に粕屋町長に対して審査請求ができます。また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に、粕屋町を被告として（訴訟において粕屋町を代表する者は粕屋町長となります。）提起することができます。なお、この処分の通知を受けた日から６月以内であっても、処分の日から１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

１　解除（変更）年月日　　　　　　　　年　　月　　日

２　解除（変更）の理由